

上多賀大川水系河川整備基本方針論点整理表(水系の特徴)

令和5年度第2回 静岡県河川審議会
上多賀大川・熱海宮川・熱海仲川
鍛冶川・水神川－資料－3

河川及び流域の現状

流域の概要

- 上多賀大川は、熱海市に位置する、流域面積7.46km²、指定区間延長1.35km、流域内人口約2,800人の二級河川である。
- 上多賀大川は、源を玄岩(標高約800m)に発し、相模灘に向かって南方向に流下する。河床勾配1/18～1/40程度の急勾配で上多賀市街地を貫流して相模灘に注いでいる。
- 上多賀大川河口部～曾根田橋下流地点までは河床勾配が約1/25程度であり、市街地が広がっている。曾根田橋下流地点より上流は、河床勾配が1/15程度の急勾配で、周囲は主に宅地として利用されている。
- 流域の土地利用は、主に上流を占める山地は約78%で、宅地は約14%である。
- 上流域は、「熱海自然郷」と称する別荘地**として、昭和39年から分譲を開始している。昭和から平成の初期にかけて、住宅が増加しており、5流域の中で、**水神川に次いで市街地の割合が増加している。**
- 流域を含む熱海市の人口は減少傾向にある。また令和2年の高齢化率は48.7%であり、全国平均の28.6%と比べ高い。
- 熱海市の就業人口の87%が第3次産業に従事している。第3次産業従事者のうち「飲食店、宿泊業」従事者が6,417人(52.4%)、「卸売・小売業」従事者が3,234人(26.4%)となっており、観光関連産業の比率が高い。
- 上流域は、砂防指定地、風致地区、宅地造成工事規制区域等に指定されており、下流域は、用途地域、高度利用地区に指定されている。
- 上流域から中流域の一部は、保安林(土砂流出防備保安林、水源かん養保安林)と地域森林計画対象民有林が混交している。

治水事業の沿革と現状

- 上多賀大川は**大正10年頃までに現在の平面形状が形成**されており、その後、災害復旧事業等により整備が行われ、現在に至る。
- 局所的に年超過確率1/30規模の降雨による洪水に対して、流下能力が不足する箇所がある**が、近年、外水氾濫の記録はない。
- 熱海を襲った津波はいくつかあるが、元禄地震(1703年)の津波において、**上多賀地区で津波高約30m**との記録がある。
- 計画津波(レベル1津波)は、河川を0.15km遡上すると想定され、**必要施設高はT.P.+7.0～9.0m**である。
- 最大クラスの津波(レベル2津波)は、3分程度で到達し、最大浸水範囲は熱海市の沿岸部で19haと想定されている。

河川の利用及び住民との関わり

- 上多賀大川水系に係る**慣行水利は8件**あり、かんがい用水として使用されている。なお、**許可水利はない**。漁業権は設定されていない。
- 上多賀町内会など3団体により、河川愛護活動が定期的を実施されている。
- 上多賀大川では地域住民や観光客が川に近づきやすいよう**河口付近に階段が整備**されている。
- 河口付近の海岸には、長浜人工海浜が整備**され、多くのイベントが開催されている。

河川環境

- 水質について環境基準の類型指定はされていないが、近年の測定結果ではBOD平均値は概ね1～2mg/lで推移している。
- 熱海市では下水道整備が進められており、上多賀大川流域を含む南熱海地区の下水道整備率は約40%となっている。
- 河道のほぼ全区間が三面張りの堀込河道であり、**河床は単純なコンクリートや粗石を埋め込んだコンクリート、コンクリートブロック**となっている。
- 魚類については、下流で4種、上流で2種、合計2目2科5種が確認されている。重要種、外来種は確認されていない。上流域までヨシノボリ類が生息していたが、アユなどの遊泳魚は下流域にのみ確認されている。落差工が多数あり、魚道は整備されていないため、生息環境が分断されている。河口付近には、人工的な緩流域が整備されている。
- 植生については、下流区間は乏しいが、上流区間にツルヨシ等の水際植生が連続する区間が見られ、護岸上には草本や低木等が繁茂している。上流部には、**特定外来生物のオオキンケイギクが繁茂**している。

水系の特徴(着眼点)

治水

- 下流域は、上多賀市街地を流れ、氾濫した場合の社会的影響が大きい。
- 近年には大きな水害は発生していないが、近年の局地的豪雨や将来の降水量増加による災害リスクの増大が懸念される。
- 上流域の開発行為に伴う洪水流出量や土砂流木の増加による水害リスクを低減させるため、森林や都市計画、砂防など各分野が調整・連携し、あらゆる関係者が一体となった「流域治水」に取り組む必要がある。
- 現況河道で概ねの流下能力を有しているため、河川管理者の対策としては、堆積土砂や流木の撤去などの維持管理が重要となる。
- 第4次地震被害想定に基づく地震・津波対策については、港湾管理者など関係機関と連携し、地域住民との合意形成を図りながら必要な対策を実施する必要がある。

利水

- 慣行水利が8件あるが、許可水利はない。
- 漁業権は設定されていない。

環境

- 良質な水質の保全に努めていく必要がある。
- 河道内には河道内には落差工等の横断工作物が多数あり、上下流の連続性が確保されていない。
- 河床の安定性の確保には、落差工の撤去は困難なため、河口部付近の緩流域や上流区間の湾曲部に形成される淵など、各区間で形成される環境を保全することが重要となる。
- 植生環境の保全のため、特定外来生物の駆除に努める必要がある。
- 上多賀町内会など3団体により、河川愛護活動が定期的を実施されている。

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川整備の基本理念(案)

河川整備の基本方針(案)

熱海宮川水系河川整備基本方針論点整理表(水系の特徴)

令和5年度第2回 静岡県河川審議会
上多賀大川・熱海宮川・熱海仲川
鍛冶川・水神川－資料－3

河川及び流域の現状

流域の概要

- 熱海宮川は、熱海市に位置する、流域面積4.77km²、指定区間延長1.75km、流域内人口約1,900人の二級河川である。
- 熱海宮川は、源を山伏峠(標高約510m)に発し、相模灘に向かって東方向に流下する。河床勾配1/10～1/28程度の急勾配で下多賀市街地を貫流して相模灘に注いでいる。
- 熱海宮川河口部～菖蒲橋下流地点までは河床勾配が約1/20程度であり、市街地が広がっている。菖蒲橋下流地点より上流は、河床勾配が1/15程度の急勾配で、周囲は宅地が点在している。
- 流域の土地利用は、主に上流を占める山地は約91%で、宅地は約4%である。
- 流域を含む熱海市の人口は減少傾向にあるが、**熱海宮川の流域では、横ばいで推移**している。また令和2年の高齢化率は48.7%であり、全国平均の28.6%と比べ高い。
- 熱海市の就業人口の87%が第3次産業に従事している。第3次産業従事者のうち「飲食店、宿泊業」従事者が6,417人(52.4%)、「卸売・小売業」従事者が3,234人(26.4%)となっており、観光関連産業の比率が高い。
- 上流域は、砂防指定地、風致地区、宅地造成工事規制区域等に指定されており、下流域は、用途地域、高度利用地区に指定されている。
- 上流域から中流域の一部は、保安林(土砂流出防備保安林、水源かん養保安林)と地域森林計画対象民有林が混交している。

治水事業の沿革と現状

- 熱海宮川は**昭和45年頃までに現在の平面形状が形成**されており、その後、災害復旧事業等により整備が行われ、現在に至る。
- 年超過確率1/30規模の降雨による洪水に対して、すべての区間で流下能力を満たしている。**近年、外水氾濫の記録はない。
- 平成2年から平成6年にかけて、下流区間に**魚道が整備されている。**
- 熱海を襲った津波はいくつかあるが、関東大震災(1923年)の津波において、**下多賀地区で津波高5～6.5m**との記録がある。
- 計画津波(レベル1津波)は、河川を0.1km遡上すると想定され、**必要施設高はT.P.+7.0m**である。
- 最大クラスの津波(レベル2津波)は、3分程度で到達し、最大浸水範囲は熱海市の沿岸部で19haと想定されている。

河川の利用及び住民との関わり

- 許可水利は1件**あり上水道として使用されている。**慣行水利は5件**あり、かんがい用水として使用されている。漁業権は設定されていない。
- 地域住民や観光客が川に近づきやすいよう**河口付近に階段が整備**されている。
- 川沿いに整備された**遊歩道及び低水路を活用した「宮川マス釣り大会」が開催**されるなど多くの観光客で賑わっている。
- 下多賀町内会など2団体により、河川愛護活動が定期的に実施されている。

河川環境

- 水質について環境基準の類型指定はされていないが、近年の測定結果ではBOD平均値は概ね1mg/l程度で推移している。
- 熱海市では下水道整備が進められており、上多賀大川流域を含む南熱海地区の下水道整備率は約40%となっている。
- 河道のほぼ全区間が三面張りの掘込河道であり、**河口部から1.0km付近まで低水護岸と魚道が設置**され、落差とプールが連続する構造となっている。
- 魚類については、下流で7種、上流で2種、合計4目4科9種が確認されている。重要種はニホンウナギ(静岡県版RL、環境省RL)ともに絶滅危惧IB類)が確認されている。外来種は確認されていない。下流域では、**魚巢ブロックを生息場として、ニホンウナギ**やアユ、スミウキゴリなどの回遊性種が確認されている。上流域には、河道内は落差工が多数あり、アブラハヤやオオヨシノボリが確認されている。**アユについで、体長13cm程度まで成長した個体から6cm程度の小型の個体まで確認**され、連続した魚道を生息地として、成長する可能性がある。
- 植生については、下流域は護岸の隙間等に根を張り生息する植物のみが確認されるが、上流域では、ツルヨシが優占する単子葉草本群落が河道内に連続して分布している。

水系の特徴(着眼点)

治水

- 下流域は、下多賀市街地を流れ、氾濫した場合の社会的影響が大きい。
- 近年には大きな水害は発生していないが、近年の局地的豪雨や将来の降水量増加による災害リスクの増大が懸念される。
- 上流域の開発行為に伴う洪水流出量や土砂流木の増加による水害リスクを低減させるため、森林や都市計画、砂防など各分野が調整・連携し、あらゆる関係者が一体となった「流域治水」に取り組む必要がある。
- 現況河道で概ねの流下能力を有しているため、河川管理者の対策としては、堆積土砂や流木の撤去などの維持管理が重要となる。
- 第4次地震被害想定に基づく地震・津波対策については、港湾管理者など関係機関と連携し、地域住民との合意形成を図りながら必要な対策を実施する必要がある。

利水

- 許可水利が1件、慣行水利が5件ある。
- 漁業権は設定されていない。

環境

- 良質な水質の保全に努めていく必要がある。
- 下流域では、河口から1.0km付近までは、魚道の整備により連続性が確保されている。上流域では、河道内には落差工等の横断工作物が多数あり、上下流の連続性が確保されていない。
- 河床の安定性の確保には、落差工の撤去は困難なため、下流域の低水護岸や魚道、上流域の瀬・淵など、各区間で形成される環境を保全することが重要となる。
- 下多賀町内会など2団体により、河川愛護活動が定期的に実施されている。

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川整備の基本理念(案)

河川整備の基本方針(案)

熱海仲川水系河川整備基本方針論点整理表(水系の特徴)

令和5年度第2回 静岡県河川審議会
上多賀大川・熱海宮川・熱海仲川
鍛冶川・水神川―資料―3

河川及び流域の現状

流域の概要

- 熱海仲川は、熱海市に位置する、流域面積2.47km²、指定区間延長0.91km、流域内人口約1,700人の二級河川である。
- 熱海仲川は、源を小峠山(標高約600m)に発し、相模灘に向かって東方向に流下する。河床勾配1/10～1/39程度の急勾配で下多賀市街地を貫流して相模灘に注いでいる。
- 熱海仲川河口部～高木1号橋上流地点までは河床勾配が約1/35程度であり、市街地が広がっている。高木1号橋上流地点より上流は、河床勾配が1/15～1/20程度の急勾配で、周囲は主に宅地として利用されている。
- 流域の土地利用は、主に上流を占める山地は約79%で、宅地は約9%である。
- 流域を含む熱海市の人口は減少傾向にある。また令和2年の高齢化率は48.7%であり、全国平均の28.6%と比べ高い。
- 熱海市の就業人口の87%が第3次産業に従事している。第3次産業従事者のうち「飲食店、宿泊業」従事者が6,417人(52.4%)、「卸売・小売業」従事者が3,234人(26.4%)となっており、観光関連産業の比率が高い。
- 上流域は、砂防指定地、風致地区、宅地造成工事規制区域等に指定されており、下流域は、用途地域、高度利用地区に指定されている。
- 上流域から中流域の一部は、保安林(土砂流出防備保安林、水源かん養保安林)と地域森林計画対象民有林が混交している。

治水事業の沿革と現状

- 熱海仲川は昭和45年頃までに現在の平面形状が形成されており、その後、災害復旧事業等により整備が行われ現在に至る。
- 年超過確率1/30規模の降雨による洪水に対して、すべての区間で流下能力を満たしており、近年、外水氾濫の記録はない。
- 熱海を襲った津波はいくつかあるが、関東大震災(1923年)の津波において、下多賀地区で津波高5～6.5mとの記録がある。
- 計画津波(レベル1津波)は、河川を0.2km遡上すると想定され、必要施設高はT.P.+7.0mである。
- 最大クラスの津波(レベル2津波)は、3分程度で到達し、最大浸水範囲は熱海市の沿岸部で19haと想定されている。

河川の利用及び住民との関わり

- 熱海仲川水系に係る慣行水利は1件あり、かんがい用水として使用されている。なお、許可水利はない。漁業権は設定されていない。
- 熱海仲川では護岸に階段等の親水箇所はみられず、地域住民や観光客が河川水際部へアクセスすることは困難となっている。
- 下多賀町内会など2団体により、河川愛護活動が定期的に行われている。

河川環境

- 水質について環境基準の類型指定はされていないが、近年の測定結果ではBOD平均値は概ね1～2mg/lで推移している。
- 熱海市では下水道整備が進められており、上多賀大川流域を含む南熱海地区の下水道整備率は約40%となっている。
- 河道の全区間が三面張りの堀込河道であり、河床はコンクリート張となっているため、動植物の生息・育成環境に乏しい。
- 河道内は落差工や砂防堰堤等の横断工作物が多数あり、魚道は整備されていないため、水生生物の生息環境が分断されている。
- 魚類については、下流で2種、上流で2種、合計1目1科3種が確認されている。重要種、外来種は確認されていない。中流域は落差工も多いため、改変度の高い水域となっている。回遊性種のスミウキゴリやクロヨシノボリ、純淡水生種のナガオカモノアラガイなどが、落差工下の小さなかたまりや水際部の抽水植物の根元でまとまって確認されている。改変度の高い河川において、水生生物の避難場所になっているものと考えられる。
- 植生は、中流域でツルヨシ等の水際植生がわずかに分布するのみであり、県管理区間の上流域にはまとまって分布している。

水系の特徴(着眼点)

治水

- 下流域は、下多賀市街地を流れ、氾濫した場合の社会的影響が大きい。
- 近年には大きな水害は発生していないが、近年の局地的豪雨や将来の降水量増加による災害リスクの増大が懸念される。
- 上流域の開発行為に伴う洪水流出量や土砂流木の増加による水害リスクを低減させるため、森林や都市計画、砂防など各分野が調整・連携し、あらゆる関係者が一体となった「流域治水」に取り組む必要がある。
- 現況河道で概ねの流下能力を有しているため、河川管理者の対策としては、堆積土砂や流木の撤去などの維持管理が重要となる。
- 第4次地震被害想定に基づく地震・津波対策については、港湾管理者など関係機関と連携し、地域住民との合意形成を図りながら必要な対策を実施する必要がある。

利水

- 慣行水利が1件あるが、許可水利はない。
- 漁業権は設定されていない。

環境

- 良質な水質の保全に努めていく必要がある。
- 河道内には落差工等の横断工作物が多数あり、上下流の連続性が確保されていない。
- 河床の安定性の確保には、落差工の撤去は困難なため、中流域から上流域の各区間で形成される環境を保全することが重要となる。
- 熱海仲川では護岸に階段等の親水箇所はみられず、地域住民や観光客が河川水際部へアクセスすることは困難となっている。
- 下多賀町内会など2団体により、河川愛護活動が定期的に行われている。

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川整備の基本理念(案)

河川整備の基本方針(案)

鍛冶川水系河川整備基本方針論点整理表(水系の特徴)

令和5年度第2回 静岡県河川審議会
上多賀大川・熱海宮川・熱海仲川
鍛冶川・水神川－資料－3

河川及び流域の現状

流域の概要

- 鍛冶川は、熱海市に位置する、流域面積1.32km²、指定区間延長1.10km、流域内人口約350人の二級河川である。
- 鍛冶川は、源を静岡県熱海市下多賀に発し、相模灘に向かって北東方向に流下する。河床勾配1/7～1/52程度の急勾配で下多賀市街地を貫流して相模灘に注いでいる。
- 鍛冶川河口部～浜田1号橋下流地点までは河床勾配が約1/45程度であり、市街地が広がっている。下流地点より上流は、河床勾配が1/5～1/15程度の急勾配で、周囲は宅地として利用されている。
- 流域の土地利用は、主に上流を占める山地は約76%で、宅地は約11%である。
- 流域を含む熱海市の人口は減少傾向にある。また令和2年の高齢化率は48.7%であり、全国平均の28.6%と比べ高い。
- 熱海市の就業人口の87%が第3次産業に従事している。第3次産業従事者のうち「飲食店、宿泊業」従事者が6,417人(52.4%)、「卸売・小売業」従事者が3,234人(26.4%)となっており、観光関連産業の比率が高い。
- 上流域は、砂防指定地、風致地区、宅地造成工事規制区域等に指定されており、下流域は、用途地域、高度利用地区に指定されている。
- 上流域から中流域の一部は、保安林(土砂流出防備保安林、水源かん養保安林)と地域森林計画対象民有林が混交している。

治水事業の沿革と現状

- 鍛冶川は**大正10年頃までに現在の平面形状が形成**されており、その後、災害復旧事業等により整備が行われ現在に至る。
- 年超過確率1/30規模の降雨による洪水に対して、すべての区間で流下能力を満たして**おり、近年、外水氾濫の記録はない。
- 熱海を襲った津波はいくつかあるが、関東大震災(1923年)の津波において、**下多賀地区で津波高5～6.5m**との記録がある。
- 計画津波(レベル1津波)は、河川を0.2km遡上すると想定され、**必要施設高はT.P.+7.0m**である。
- 最大クラスの津波(レベル2津波)は、3分程度で到達し、最大浸水範囲は熱海市の沿岸部で19haと想定されている。

河川の利用及び住民との関わり

- 鍛冶川水系に係る**許可水利、慣行水利はない**。漁業権は設定されていない。
- 鍛冶川では地域住民や観光客が川に近づきやすいよう**河口付近に階段が整備**されている。
- 中野町内会により、河川愛護活動が定期的に実施されている。

河川環境

- 水質について環境基準の類型指定はされていないが、近年の測定結果ではBOD平均値は概ね1～2mg/lで推移している。
- 熱海市では下水道整備が進められており、上多賀大川流域を含む南熱海地区の下水道整備率は約40%となっている。
- 河道のほぼ全区間が三面張りの堀込河道であり、河床はコンクリート張となっているため、植生は乏しい。
- 河道内は落差工が多数あり、**魚道は整備されていない**ため、水生生物の生息環境が分断されている。
- 魚類については、下流で9種、上流で2種、合計3目4科10種が確認されている。重要種は**ニホンウナギ**(静岡県版RL環境省RL:ともに絶滅危惧IB類)が確認された。外来種は確認されていない。下流域は、全体的に水深が浅いが、**河口付近に一部存在する深みがある水域に魚類(主に回遊性種、汽水性種、純淡水性種)や底生動物が生息**している。**上流域ではスポット的に自然状態のよい河川環境が保全**されており、回遊性種にとっての生息環境となっているが、ニホンウナギやアユなどの遊泳魚は下流域にのみ確認されている。
- 特定外来生物のブラジルチドメグサ(河口及び管理区間上流端の河岸)、オオフサモ(管理区間上流端の河川周辺)が生育**している。

水系の特徴(着眼点)

治水

- 下流域は、下多賀市街地を流れ、氾濫した場合の社会的影響が大きい。
- 近年には大きな水害は発生していないが、近年の局地的豪雨や将来の降水量増加による災害リスクの増大が懸念される。
- 上流域の開発行為に伴う洪水流出量や土砂流木の増加による水害リスクを低減させるため、森林や都市計画、砂防など各分野が調整・連携し、あらゆる関係者が一体となった「流域治水」に取り組む必要がある。
- 現況河道で流下能力を有しているため、河川管理者の対策としては、堆積土砂や流木の撤去などの維持管理が重要となる。
- 第4次地震被害想定に基づく地震・津波対策については、港湾管理者など関係機関と連携し、地域住民との合意形成を図りながら必要な対策を実施する必要がある。

利水

- 許可水利、慣行水利はない。
- 漁業権は設定されていない。

環境

- 良質な水質の保全に努めていく必要がある。
- 河道内には落差工が多数あり、上下流の連続性が確保されていない。
- 河床の安定性の確保には、落差工の撤去は困難なため、下流域の水深が深い箇所や上流域の自然状態のよい箇所など、各区間で形成される環境を保全することが重要となる。
- 植生環境の保全のため、特定外来生物の駆除に努める必要がある。
- 中野町内会により、河川愛護活動が定期的に実施されている。

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川整備の基本理念(案)

河川整備の基本方針(案)

水神川水系河川整備基本方針論点整理表(水系の特徴)

令和5年度第2回 静岡県河川審議会
上多賀大川・熱海宮川・熱海仲川
鍛冶川・水神川－資料－3

河川及び流域の現状

流域の概要

- 水神川は、熱海市に位置する、流域面積2.65km²、指定区間延長1.40km、流域内人口約1,600人の二級河川である。
- 水神川は、源を静岡県熱海市下多賀に発し、相模灘に向かって北東方向に流下する。河床勾配1/9～1/52程度の急勾配で下多賀市街地を貫流して相模灘に注いでいる。
- 水神川河口部～新桜田橋までは河床勾配が約1/45程度であり、市街地が広がっている。新桜田橋より上流は、河床勾配が1/5～1/15程度の急勾配で、周囲は主に宅地として利用されている。
- 流域の土地利用は、主に上流を占める山地は約75%で、宅地は約18%である。
- 上流域は、「**あじろ南熱海ヶ丘**」と称する別荘地として、平成元年以降に分譲を開始している。平成17年以降に住宅が増加しており、昭和から平成の初期にかけて、住宅が増加しており、**5流域の中で最も市街地の割合が増加**している。
- 流域を含む熱海市の人口は減少傾向にある。また令和2年の高齢化率は48.7%であり、全国平均の28.6%と比べ高い。
- 熱海市の就業人口の87%が第3次産業に従事している。第3次産業従事者のうち「飲食店、宿泊業」従事者が6,417人(52.4%)、「卸売・小売業」従事者が3,234人(26.4%)となっており、観光関連産業の比率が高い。
- 上流域は、砂防指定地、風致地区、宅地造成工事規制区域等に指定されており、下流域は、用途地域、高度利用地区に指定されている。
- 上流域から中流域の一部は、保安林(土砂流出防備保安林、水源かん養保安林)と地域森林計画対象民有林が混交している。

治水事業の沿革と現状

- 水神川は**昭和45年頃までに現在の平面形状が形成**されており、その後、災害復旧事業等により整備が行われ現在に至る。
- 年超過確率1/30規模の降雨による洪水に対して、すべての区間で流下能力を満たして**おり、近年、外水氾濫の記録はない。
- 熱海を襲った津波はいくつかあるが、関東大震災(1923年)の津波において、**和田木地区で津波高4～6m**との記録がある。
- 計画津波(レベル1津波)は、河川を0.2km遡上すると想定され、**必要施設高はT.P.+6.0m**である
- 最大クラスの津波(レベル2津波)は、3分程度で到達し、最大浸水範囲は熱海市の沿岸部で19haと想定されている。

河川の利用及び住民との関わり

- 水神川水系に係る**許可水利、慣行水利はない。漁業権は設定されていない。**
- 水神川では地域住民や観光客が川に近づきやすいよう**河口付近に階段が整備**されている。
- 川沿いに整備された**親水歩道を活用した「水神川ライトアップ」が開催**されるなど多くの観光客で賑わっている。
- 河口付近の海岸では、**網代温泉(大縄)海水浴場が整備**され、多くのイベントが開催されている。
- 和田木町内会により、河川愛護活動が定期的に行われている。

河川環境

- 水質について環境基準の類型指定はされていないが、近年の測定結果ではBOD平均値は概ね1～6mg/lで推移している。
- 熱海市では下水道整備が進められており、上多賀大川流域を含む南熱海地区の下水道整備率は約40%となっているが、水神川の流域では**下水道整備が未着手**となっており、他4河川と比較して、水質が悪い傾向がみられる。
- 河道のほぼ全区間が三面張りの掘込河道で河床はコンクリート張であるが、**下流は魚巢ブロックや階段状の魚道が整備**されている。
- 魚類については、下流で7種、上流で5種、合計4目5科10種が確認されている。重要種は**ニホンウナギ**(静岡県版RL環境省RL:ともに絶滅危惧IB類)が確認されている。外来種は確認されていない。下流ではニホンウナギやアユなどが確認されているが、上流ではハゼ類のみが確認されている。
- 中流部では蛇行した滞筋が形成されツルヨシ等の湿生植物がまとまって生育している他、河床には砂礫が堆積しており、魚類や底生動物にとって比較的良好な生息環境となっていると推測される。一方、その周辺では**特定外来生物のオオキンケイギクも確認**されている。

水系の特徴(着眼点)

治水

- 下流域は、下多賀市街地を流れ、氾濫した場合の社会的影響が大きい。
- 近年には大きな水害は発生していないが、近年の局地的豪雨や将来の降水量増加による災害リスクの増大が懸念される。
- 上流域の開発行為に伴う洪水流出量や土砂流木の増加による水害リスクを低減させるため、森林や都市計画、砂防など各分野が調整・連携し、あらゆる関係者が一体となった「流域治水」に取り組む必要がある。
- 現況河道で流下能力を有しているため、河川管理者の対策としては、堆積土砂や流木の撤去などの維持管理が重要となる。
- 第4次地震被害想定に基づく地震・津波対策については、港湾管理者など関係機関と連携し、地域住民との合意形成を図りながら必要な対策を実施する必要がある。

利水

- 許可水利、慣行水利はない。
- 漁業権は設定されていない。

環境

- 他の4河川と比較し、水質が悪いため、下水道の整備率、普及率、接続率の向上を熱海市に働き掛けていく必要がある。
- 河道内には落差工が多数あり、上下流の連続性が確保されていない。
- 河床の安定性の確保には、落差工の撤去は困難なため、下流域に整備されている魚巢ブロックや中流域に形成される良好な自然環境など、各区間で形成される環境を保全することが重要となる。
- 和田木町内会により、河川愛護活動が定期的に行われている。

河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川整備の基本理念(案)

河川整備の基本方針(案)